



地球

2005年夏号

男女が共に生きる情報紙 VOL.65



虐待の“素”ってなんだろう？

虐待・DVから抜け出すことはできるの？ ストレスの爆弾は弱い者めがけて落下する

STOP! 虐待 STOP! 暴力

もくじ

- なぜ虐待はおきるのか
- DVの悲劇を繰り返させないために
- 冷たい鎖を断ち切って……
- インフォメーション
- 虐待はしたくない



なぜ虐待はおきるのか

児童虐待のニュースが報道されるたび、とても切ない気持ちになる。厚生労働省によると、全国の児童相談所の相談処理件数は、1993年度では1,611件だったものが、2003年度では26,569件に増えている。児童福祉法も改正され、2005年4月から市町村も虐待予防や早期発見のための相談業務を担うことになった。藤沢市ではこの法改正にさきがけて、2001年度より虐待防止活動を行ってきたそうだ。

虐待の最前線で防止に努めるお二人、神奈川県中央児童相談所 専門福祉司の福間徹さん、藤沢市役所 児童福祉課の池田潔さんにお話を伺った。

◎背景に母親に対する過大な期待

神奈川県の児童相談所に寄せられた虐待相談の受理件数は、2004年度で1,512件。2000年度(519件)の約3倍である。このうち、子どもの命にかかわるような重篤なケースで、一時保護や児童養護施設などによる公的保護が必要な件数は、ほぼ横ばい状態となっている。

「このデータが意味するのは、少し手助けをすることで、重篤な虐待にならずに済むケースが、とても増えているということです」(福間さん)

虐待が増えている背景として、2つのことが考えられると福間さんは話す。一つは、これも虐待なんだという認識が広がったことで、今まで隠れていたことが表面化してきたこと。

「もう一つは、母親としての過大な期待を女性にかけてしまう文化が、背景としてあると感じています。良い母であれという期待に応えるプレッシャーは、昔からあったのですが、今はそのプレッシャーにかかるストレスを抜く場所がとても少ないですね。子育てはとても大変なのに、S

OSを出せる相手がいません。

だから、さまざまな手助けの方法を増やさないといけないし、子どもも大事だけれども、母親としてではなく個人としてのあなたも大事というメッセージがもっと必要だと思います」(福間さん)



神奈川県中央児童相談所 専門福祉司の福間徹さん

◎あたたかく見守る目をつくることが必要

虐待と一口に言ってもその定義は難しい。藤沢市では図(下記参照)のように示している。グレーゾーン層をいかに適切な養育に向けていくか…。それが市の役割でもある。

「具体的な線引きがないので、虐待としつけの違いはどこにあるのかとても難しいのですが、子どもにとってどれだけの不利益があるのかが、判断材料になるといえます」(池田さん)

藤沢市では現在、虐待を含めた子育て相談として約540人の子どもたちのケースをかかえている。経済的不安、親の未成熟、心身の病気、人間関係の葛藤、しつけに対する思い込みなど、さまざまな要因が絡み合う。

「一緒に子育てしていきましょうというスタンスで見守る目をつくり、関係機関と相談しながら対応しています。予防という点では、お母さんのストレスを軽減するようなサポートも大事ですね」(池田さん)

◎取材を終えて

虐待の実例も伺った。子どもに大怪我を負わせた重篤なケースであっても、きめ細かい対応によって改善に向かっている家族がいる。支援につながるきっかけや、援助を求める気持ちがあるかどうか明暗を分けるようだ。

お話を伺って感じたのは、人ごとではないということ。複合的にストレスが重なれば、誰でも虐待してしまう可能性がある。誰かがではなく「私は」何ができるか、考えることが大事だと思った。(松永 記)

.....【虐待とグレーゾーン層 概念図】.....



藤沢市

中央児童相談所
(24時間可能)

◆ ほっとライン 0466-50-7714 (休日を除く月～金の8:30～17:00)

◆ 子ども家庭110番 0466-84-7000 (平日、土・日、祝日9:00～20:00)

◆ ナイトライン 夜間の電話相談 0466-83-5500 (平日、土・日、祝日20:00～9:00)

冷たい鎖を断ち切って……

「私は誰からも愛されたことがない。そう思うと死にたくなることがある」。

現在二十歳になる従妹の言った言葉を聞いた時、悲しすぎて、恐ろしすぎて身震いがした。彼女は生まれてまもなく母親に床にたたきつけられるなどの暴力を受け、父親からは無関心(ネグレクト)という仕打ちを受けた。衣食住には不自由はなかったが、愛情を持って抱きしめられたこともない。年子の弟が生まれるとさらにそれはエスカレートし、彼女たちを捨て母親は出ていった。相変わらず父親は無関心。父親の姉である私の母は従妹を引き取り、しばらく育てたものの、どう接しても彼女が心を開くことはなかった。というのも、誰かに注目されたいという気持ちからか彼女は常に問題行動を起こしてしまうのだ。一生懸命かかわろうとすればするほど、こちらが消耗してしまう。とうとう私の父も母も、その常軌を逸した奇行が原因で病に倒れ、家庭は崩壊しかけた。仕方なく彼女は父親の元に返されたが、現在もその負のパワーたるやすさまじいものがある。幼少時の虐待、そして愛情を知らないということは人間の一生を左右する。加えて恐ろしいのは、自分が母親になった時、“虐待の連鎖”を行ってしまうのではないか、という不安が生じることだ。

私の母とその弟(彼女の父親)は幼少時に両親の愛情を受けずに育った。突然キレて暴力を振るう祖父と、無関心な祖母。長女だった母は兄弟を守るため、いつも両親にたてついたという。今でも頭皮には祖父の投げた火のついた松明がかすった傷跡がある、と笑う母。兄弟の面倒を見ながら母は小学生の頃から「いつかこんな親を超えてやる!」と固く心に誓いながら大人になったのだという。グレたら負けだ、私は自分の子どもには愛情をいっぱい注いであげるのだ、

という決意だけで必死に生きてきたのだ。

私が生まれたとき、母は「神様がくれたご褒美だ」と思ったという。結婚後、姑にいじめられても帰る実家もなく、その後は両方の親の介護を一人でこなした母。憎んでいた親を見送ったとき、やっと肩の荷が下りた気がしたという。自分が辛い思いをしてきたことが、子どもへの「徳」として積み重ねられると信じてきた。そんな思いが現在の私を支えてくれている。私は母をずっとこの目で見てきた。

母がもし子どもの愛し方がわからずに“虐待の連鎖”を続けていたら、どうなっていただろう。私が生まれ、冷たい鎖を勇氣を持って断ち切ってくれた母への感謝は言葉では言い表せない。それと同時に最近感じるのだが、母は私を愛することで愛されなかった自分をも癒すことができたのではないだろうか。

今、一人の娘を持つ母親となって、あらためて自分が“あたりまえ”として育ってきた愛情にあふれた環境をありがたく思う。同時にこの愛情が私から娘へ、そして娘からまだ見ぬ子どもたちの代へとずっと続いていくことを私は祈る。

(中村 記)



児童虐待の種類

法＝児童虐待の防止等に関する法律

身体的虐待(法第2条1号)

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- ・なぐる
- ・ける
- ・溺れさせる
- ・異物を飲ませる
- ・戸外に閉め出す など

性的虐待(法第2条2号)

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

- ・子どもへの性交
- ・性的行為の強要
- ・性器や性交をみせる
- ・ポルノグラフィーの被写体に子どもを強要する など

“虐待はしたくない”

「幼児虐待」という言葉や光景を思い浮かべただけで、誰しも胸が痛む。あの若葉色の新芽(子ども)がどんなふうにも染まれる時期に虐待により人としての情緒が枯れてしまわないようにと祈るばかりである。人は①十分に愛され ②受け止められ ③リラックスできる家庭 このような環境の中で成長できれば問題はないが、逆にこれらが欠けて成長すると傷つきやすく自信をもてない精神的な不安定さが、子どもの虐待へと結びつく一つの要因と思う。

①「十分に愛され……」

ある知人は娘が高校生の時まで車で送迎し、自分が行けない時は息子が妹を迎えに行った。家事など無論させず、結婚した娘は家事も育児も満足にできず、娘の夫は朝食を作り、昼休みに帰宅し家事をしていた。未亡人になった彼女は早速娘夫婦と同居し、すべてをやってあげたのに、今では感謝もされずかえってうるさがられている。働き者の彼女は定年退職まで働き、現在は朝4時半に起き、清掃の仕事に出かける。娘と同居なのに自分の部屋で1人の食事をし、娘に満足に台所も使わせてもらえないという……。「おばあちゃん虐待」をみて育った孫はある意味での被害者である。

これは娘を愛したことになるのだろうか。自分が安心する為に、自分の目の届く範囲でないと心配なための自己満足ではないだろうか。本当の愛情はじっと待つ忍耐を伴うものだと思う。

私が小学生の時、校庭で体育の授業を受けていると父が雨傘を届けにきてくれたことがあった。その時はピカ

ピカに晴れていたので級友に対して恥ずかしかった。しかし、後年この光景を思い起こす度に「父は確かに私を愛していてくれた」という実感に浸ることができ、感謝と申し訳なさが交錯する。寸暇を惜しんで農作業をしていた時、雨雲が気になり、私のことを思って4キロの道のりを自転車で来てくれたということなども含めて。

②「受け止められ……」

私自身、なかなか子どもを受けとめることが出来なかった苦い経験がある。上手に子ども3人を育てた方に聞いてみて「なるほど」と納得。もう一度子育てを経験してみたいと思うほどである。その秘訣は、子どもが自分と違う考えを言っても否定しないこと。「そうねえ。そういう考え方もあるわね」。「その他にこんな方法もあるわよ。こんな理由よ」。

また、受け止めるということは子どもに対して「生まれてきてくれてありがとう」という大きな受容を伴った接し方だと思う。

③「リラックスできる家庭……」

いうまでもなく夫婦仲のよい家庭であるが、ひとり親や両親を早くに亡くしても、天真爛漫な方はたくさんいる。兄弟が仲良く、周囲の方が親身になってくれ、どんな形でも愛が感じられたら、見捨てられなければ(否定されなければ)若葉はまっすぐ伸びると信じたい。

虐待は気の持ちようで解決できる簡単なものではなく、深いものだと思うが、みんなのできることから助け合っていけたらと思う。
(井戸 記)

ネグレクト(法第2条3号)

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

- ・家に閉じ込める
- ・病気やケガをしても病院に連れて行かない
- ・適切な食事を与えない
- ・ひどく不潔なままにする
- ・自動車内や家に置き去りにする など

心理的虐待(法第2条4号)

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ・言葉によるおどし
- ・無視
- ・脅迫
- ・兄弟姉妹間の差別的な扱い など



DVの悲劇を繰り返させないために

DV (domestic violence) は、夫婦、恋人といった近い間柄の男性が女性に対して暴力を振るうことを指す。身体に危害を加えるだけでなく、性行為の強要などの性的暴力、社会との接触を制限する社会的暴力、生活費を与えない経済的暴力、罵声を浴びせる言葉の暴力など、人として生きることを否定する行為はすべからずDVといえる。また、女性だけに限らず、その姿を至近で目撃している子どもにも多大な悪影響を与えることは明らかである。2004年、法務省が実施した調査によると、DVの加害者は平均39.8才、約6年にわたり身体的暴力を繰り返している。子どもの前で事件を起こしたケースは40%強で、DV被害者の2割以上が警察などに事前にSOSを出していた。

DVがどれほど凄惨な行為であるかは、「リストラ離婚—妻がオットを捨てるとき—(著:池内ひろ美/出版:双葉社)」を読むと、池内さんの夫によって引き起こされる卑劣で陰惨な暴力行為の数々が書かれている。気分次第で暴力をふるう夫と同じ屋根の下にいる心労、誰も助けはくれないという絶望感は想像を絶する。そんなにイヤなら別れたらいいじゃん、逃げればいいじゃん、と思っている人がいるのなら、あなたはDVの闇の深さを知らない。

「ドメスティック・バイオレンス—男性加害者の暴力克服の試み—(著:草柳和之/出版:岩波書店)」には、加害者男性の更正というアプローチでDVが描かれている。

DVは前出のリストラ離婚のように女性の視点で書かれているものが大半であるが、DVが夫婦・カップル間で引き起こされるものであるならば、当然男性側からのアプローチは必要なはずである。しかし、それらの試みは今まで表立ってこなかった。

なぜか? DVが、男性として卑劣で最低の行為であることは、加害者自身がよく分かっているからだ。DVに対する引け目があるので、暴力ではなく愛情表現だ、教育だ、と正当化する。まかり間違っても、悔い改めよう、一からやり直そうとは思わない。DVが恥すべきことだと知っているがゆえの防衛反応である。沽券に関わる、という心理だ。被害者女性がDVを克服することよりも、加害者男性の更生ははるかに困難である。DVを認めることは、男性失格の烙印を押されたも同然だからである。自分の罪と向き合うことは男性においてはハードルが高い行為のひとつだ。しかし、DV被害者を減らすため、次世代に悪影響を及ぼさないようにするために、どのように更生プログラムに参加させるか。いやそれ以前に、DVを認めさせるか、ということが課題になってくる。草柳さんは、加害者更正プログラムとして、専門相談、自助グループ、暴力克服ワークショップの3本柱を打ち出しているが、それ以上に周囲の人の協力は欠かせない。加害者に与える「誰かが見ている」という緊張感と、被害者に与える「ひとりじゃない」という安心感は、DVを防止するための切り札と成り得るのではないか、と思う。(吉村 記)

DVの代表的な形態

- ◇身体的暴力 …… 殴る/蹴る/髪を持って引きずり回す/階段から突き落とす/熱湯をかける 等
- ◇精神的暴力 …… 暴言を吐く/脅かす/無視する/家から閉め出す 等
- ◇経済的暴力 …… 生活費を渡さない/女性が働き口を得ることを妨げる 等
- ◇性的暴力 …… 性行為を強制する/ポルノを見せたり、道具のように扱う/避妊に協力しない 等
- ◇社会的隔離 …… 外出や、親族友人との付き合いを制限する/交友関係を厳しく監視する 等



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

DV相談窓口

■ 藤沢市の相談窓口 電話番号:0466-25-1111

相談機関	内線番号	相談時間
福祉事務所 (婦人相談員)	内線3261	月～金(祝日除く)の 8:30～正午/13:00～17:00
福祉保健総合相談室 (新館1階)	内線3253	
人権相談(本館1階)	内線2577	金(祝日除く)の13:00～16:00

■ 県の相談窓口(配偶者暴力相談支援センター)

相談機関	電話番号	相談時間
女性相談所 (かながわ県民センター内)	(045) 313-0745	月～金(祝日の金曜日を除く) の9:00～21:00 (来所相談17:00まで)
かながわ女性センター ※面接相談予約制	(0466) 27-9799	火～日の9:00～正午/ 13:00～17:00(木曜は15:00 まで。祝日の火～木は休み)

インフォメーション

◎公民館の主な催し

問合せ・申込みは各公民館へ

善行女性セミナー 「完璧な親なんていない!」 善行公民館 ☎ 81-4431

- 内 容：カナダ生まれの子育て支援プログラム
- 進行役：清水正江氏（「ゆめこびと」代表）
- 日 時：10/25～12/6の11/1を除く毎週火曜日（全6回）
10:00～12:00
- 対 象：2、3歳児の子をもつ親20人。保育有り（2歳以上就学前）
- 申込み：電話または来館（先着順）

家庭教育関連講座 鶴沼公民館 ☎ 33-2002

- 内 容：鶴沼シンポジウム「素敵にコミュニケーション」
- 講 師：村瀬幸浩氏
- 日 時：10/15（金）13:30～15:30 ■対 象：市民一般
- 申込み：当日参加 但し100人になり次第締切

観光ガイドボランティア養成講座 片瀬公民館 ☎ 27-2711

- 内 容：片瀬江の島の歴史・史跡についての学習と現地実習
- 日 時：10/19～毎週水曜日全10回程度。10:00～12:00
- 対 象：観光ガイドボランティアを希望する方。成人30人
- 申込み：9/7（水）8:30より

◎労働会館の講座

問合せ・申込み：☎ 26-7811

就職支援セミナー

- 内 容：就職のプロセス、適職選択、応募書類の書き方、面接対策ほか。
- 日 時：7/5、8/2、9/6、10/4 全火曜日
①正社員希望者対象 …………… 13:00～17:00
②パート・アルバイト希望者対象… 10:00～12:00
- 対 象：市内在住または在勤で就職・転職を希望する方、各36人
- 申込み：広報ふじさわ各月10日号に掲載

就職支援個別カウンセリング

- 内 容：就労に向けた相談に個別にアドバイスします。
- 日 時：7/7、14、21、28、8/4、11、18、25、9/1、8、15、22、29、10/6、20、27（全木曜日）
- 対 象：市内在住または在勤で就職・転職を希望する方、各5人
- 申込み：広報ふじさわ各月10日号に掲載

かがやけ地球は市民の編集員さんの企画・運営によって、年4回発行しています。

編集スタッフ：井戸君江・中村博子・松永美佐寿・吉村正春

審議会における女性の登用状況

藤沢市では、共に生きる社会の形成に向け、男性も女性も対等な立場で政策の方針決定過程に参画できるよう、審議会等委員への女性登用を進めています。

平成17年4月1日現在の登用率は下表のとおりです。
登用率40%達成に向け、全庁ぐるみで取り組んでいます。

基準日	項目	審議会等の数	総委員数	女性委員数	比 率
平成17年度（H17.4.1現在）		52	632人	198人	31.3%



おかげさまで 創業40周年



ふれあいのひろば

フジサワ名店ビル

☎0120-111-391 ☎23-0111(代)

<http://www.fujisawa-meiten.com>

inamotoya.com



アクティブミセスからシニアまで
快適生活をサポートする

ユニバーサルファッション・ショップ

オシャレで着心地のよい服を
豊富に取り揃え、皆様のご来店をお待ちしております。

日経流通新聞、暮らしの手帖、テレビ朝日など
今、旬な店として取り上げられました。

藤沢さいか屋 2F・JR藤沢駅北口すぐ TEL/FAX 0466-22-3109

藤沢・茅ヶ崎・寒川「湘南」がエリアのFM放送局

ラジオ湘南 FM 83.1 MHz
RADIO SHONAN FM83.1 MHz FUJISAWA

<http://www.radioshonan.co.jp>

STUDIO FAX No.0466-29-2121